

# 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和2年5月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特別区財政調整交付金の特例等を定める。

## 2 主な改正の内容

### (1) 特別区財政調整交付金の特例

- 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が徴収している調整税（固定資産税、特別土地保有税、市町村民税（法人分））及び法人事業税交付金相当額の合算額の一定割合を原資として、特別区財政調整交付金を特別区に交付している。
- 新型コロナウイルス感染症等に係る
  - ・ 中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例
  - ・ 先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例による固定資産税の減収については、新たに創設する固定資産税減収補填特別交付金により全額を補填することとしていることから、特別区財政調整交付金の原資に固定資産税減収補填特別交付金を加える。

### (2) その他所要の規定の整理

## 3 施行期日

- (1) 令和3年4月1日
- (2) 令和3年1月1日